**和気町愛育委員会/栄養改善推進委員会による親子訪問事業への協賛募集要項**

和気町愛育委員会/栄養改善推進委員会は、和気町愛育委員/栄養改善推進委員による親子訪問事業

「(仮)」(以下、「事業」という)の実施趣旨に賛同し、協賛いただける企業や団体などを募集します。

**１．目的・趣旨**

本事業を通して、親子と地域の繋がりを作る事で、親子が和気町の魅力を再発見するきっかけとなること、そして地域全体による子育ての輪を広げることを目的に、本事業に協賛する企業・団体等を募集する。

**２．事業概要**

**(１)事業名**

和気町愛育委員会/栄養改善推進委員会による親子訪問事業　「(仮)」(令和5年度新規事業)

**(２)事業目的**

少子化による同世代の親子との出会いの少なさ、仕事中心の生活や縁故者のいない土地への転入等の理

由により、地域とのつながりが薄く孤立化しやすい親子もいる。区の愛育委員/栄養改善推進委員とし

て、顔見知りになり、また子育て情報を提供する事で、「孤育て」を防ぎ、今後の地区での親子の子育て

を見守り応援する。

**(３)対象者**

和気町に住所があり、愛育委員/栄養改善推進委員による訪問を承諾した生後１２か月までの赤ちゃんが

いる家庭　　年間５0世帯程度　【参考値】令和3年度の年間出生数：43人

**(４)内　容**

事前に保健師が、お母さんに愛育委員/栄養改善推進委員による訪問を紹介する。訪問を承諾した親子に対し、区の愛育委員/栄養改善推進委員がプレゼントを持って玄関先で訪問し、お母さんを労うと共に、子育て支援センターや区の情報等を伝える。プレゼントは、赤ちゃんやお母さんに関する物とする。

(案)よだれかけ、おしりふき、メッセージカード、ハンドクリーム、町ゴミ袋等

**２．協賛対象**

　プレゼントは、お母さんに関する物、もしくは赤ちゃんに関する物とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 具体例 |
| **物品協賛** | 町内企業・団体の商品、試供品、和氣◎印の商品等の無償または割安での提供。(数個から可能) |

　なお、本事業の趣旨・目的に沿わない物、公序良俗に反する物、特定の政治・宗教・思想などの活動を

目的とするもの、名誉を傷つけ信頼を失墜する物、その他、愛育委員会/栄養改善推進委員会が不適切と

認めた物に関しては対象外とする。

**３．協賛特典**

　協賛が決定されると、次の特典を受けられるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 具体例 |
| **物品協賛** | ➀親子へのプレゼントに、商品及びチラシの同封。②町HPまたは広報わけの記事に企業・団体名等の掲載。③子育て支援センター掲示欄に事業協賛企業・団体として企業・団体名掲載。 |

　　※協賛内容や申込数により、特典内容に変更が生じる可能性がある。

**４．応募者資格**

和気町内に事業所を有するまたは、和気町を拠点に活動する企業・団体である事。

**５．申し込み方法**

**(1)申し込み期間**

　令和5年３月１日(水)～　※申し込み状況により、追加募集を行う事がある。

**(2)提出方法**

別紙「和気町愛育委員/栄養改善推進委員による親子訪問事業協賛申込書」を持参または、郵送、もしくはFAXする。なお、申請書類は返却しないものとする。

　〒７０９－０４９５

　和気町尺所５５５　和気町役場健康福祉課　愛育委員会/栄養改善推進委員会事務局　宛

　【FAX】０８６９－９２－０１２１

**６．協賛の決定**

　申請書類に基づき、審査を行い、順次書面にて通知する。

**７．協賛の変更・中止**

　協賛決定した内容等を変更または中止する時は、速やかに下記問い合わせ先まで連絡する。

　なお、申請内容に虚偽、不正、不適切な行為が認められる場合は、協賛決定の全部または一部を取り消

すことがあるが、その取り消しに関する不利益に対しては和気町愛育委員会/栄養改善推進委員会は一切責

任を負わないものとする。

　協賛に関して、疑義が生じた際は、お互いに協議の上、誠意をもって解決にあたるものとする。

**８．問合せ先**

和気町役場　健康福祉課　和気町愛育委員会/栄養改善推進委員会　事務局

TEL：０８６９－９３－０５３１　FAX: ０８６９－９２－０１２１

E-mail : kenko@town.wake.lg.jp